

「ほのぼの」シリーズ 基幹業務システム

給与Ver.4、人事Ver.3、財務Ver.6

対応項目一覧・補足説明資料集

2024年3月 改正対応版

(インボイス制度対応)



 NDソフトウェア株式会社

はじめに

平素は、「ほのぼの」シリーズをご愛顧いただきまして誠にありがとうございます。

本書では、「基幹業務システム 2024年3月 改正対応版(インボイス制度対応)」における対応項目一覧と、一部機能についての補足説明をご案内しております。

「第3章 対応項目一覧表」の[補足説明項番]項目をご確認いただき、「第4章 改正に関する機能追加の補足説明」の項番に関連付けてご確認ください。

◆システム共通(基幹業務システムメニュー) Ver.3.01.00XX					
項番	区分	対 応 内 容	補足説明項番	操作向上	ヘルプ記載
1	改正	〇〇〇〇に対応いたしました。			○
◆人事管理システム Ver.3.01.00XX					
項番	区分	対 応 内 容	補足説明項番	操作向上	ヘルプ記載
1	障害	〇〇〇〇で□□□□□□□□を行った場合に△△△△△△△となる不具合を改修いたしました。			
◆給与管理システム Ver.4.40.00XX					
項番	区分	対 応 内 容	補足説明項番	操作向上	ヘルプ記載
1	改正	〇〇〇〇に対応いたしました。			
◆財務会計システム Ver.6.16.00XX					
項番	区分	対 応 内 容	補足説明項番	操作向上	ヘルプ記載
1	改正	〇〇〇〇に対応いたしました。	3-1		
2	要望	[〇〇]画面に□□□□□□の機能を追加いたしました。	3-2		

- ・補足説明がある項目には[補足説明項番]を記載しています。クリックすると該当ページにジャンプします。
- ・[操作向上]項目の「○」印は、特に操作性の向上が図られた項目です。
- ・[ヘルプ記載]項目に「○」印が付いている対応内容の説明は、ヘルプの「新機能」をご参照ください。

目次

第1章	バージョン情報	4
	対象となるバージョンについて	4
	バージョンの確認方法	4
第2章	バージョンアップ手順書の参照方法	5
第3章	対応項目一覧表	9
第4章	改正に関する機能追加の補足説明	10
	4-1 インボイス制度対応の概要	10
	4-2 消費税申告書等の作成	12

第1章 バージョン情報

対象となるバージョンについて

この度のバージョンアップ「2024年3月 改正対応版(インボイス制度対応)」は、以下のバージョン環境であることが前提条件です。

本バージョンアップは、「ほのぼの」シリーズの下記システムに対して行います。

項番	システム名	対象となるアップデート 前の旧バージョン※	アップデート後の 新バージョン
1	基幹業務システム	Ver.3.01.0027 ～ Ver.3.01.0039	Ver.3.01.0040
2	給与管理システム Ver.4	Ver.4.33.0036 ～ Ver.4.44.0048	Ver.4.45.0049
3	人事管理システム Ver.3	Ver.3.01.0027 ～ Ver.3.01.0039	Ver.3.01.0040
4	財務会計システム Ver.6	Ver.6.09.0009 ～ Ver.6.21.0021	Ver.6.22.0022

※対象バージョンであることをご確認の上、データベースサーバーに対してバージョンアップを行っていただきますようお願いいたします。

バージョンの確認方法

対象システムを開き、[ヘルプ]メニュー → [バージョン情報]を選択して確認できます。

図の例:[給与管理システムVer.4]

バージョン情報の確認方法は、人事管理システムVer.3や財務会計システムVer.6についても同じです。



第2章 バージョンアップ手順書の参照方法

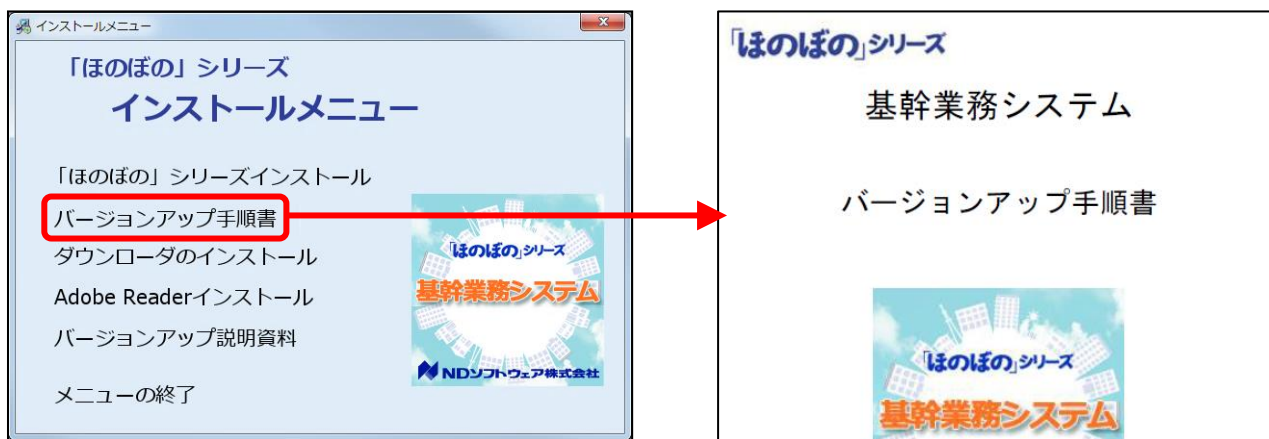
「バージョンアップ手順書」の参照方法についてご説明いたします。

※onlineプラットフォームをご利用のお客様はバージョンアップの操作は不要です。

インストールメニューから参照する方法

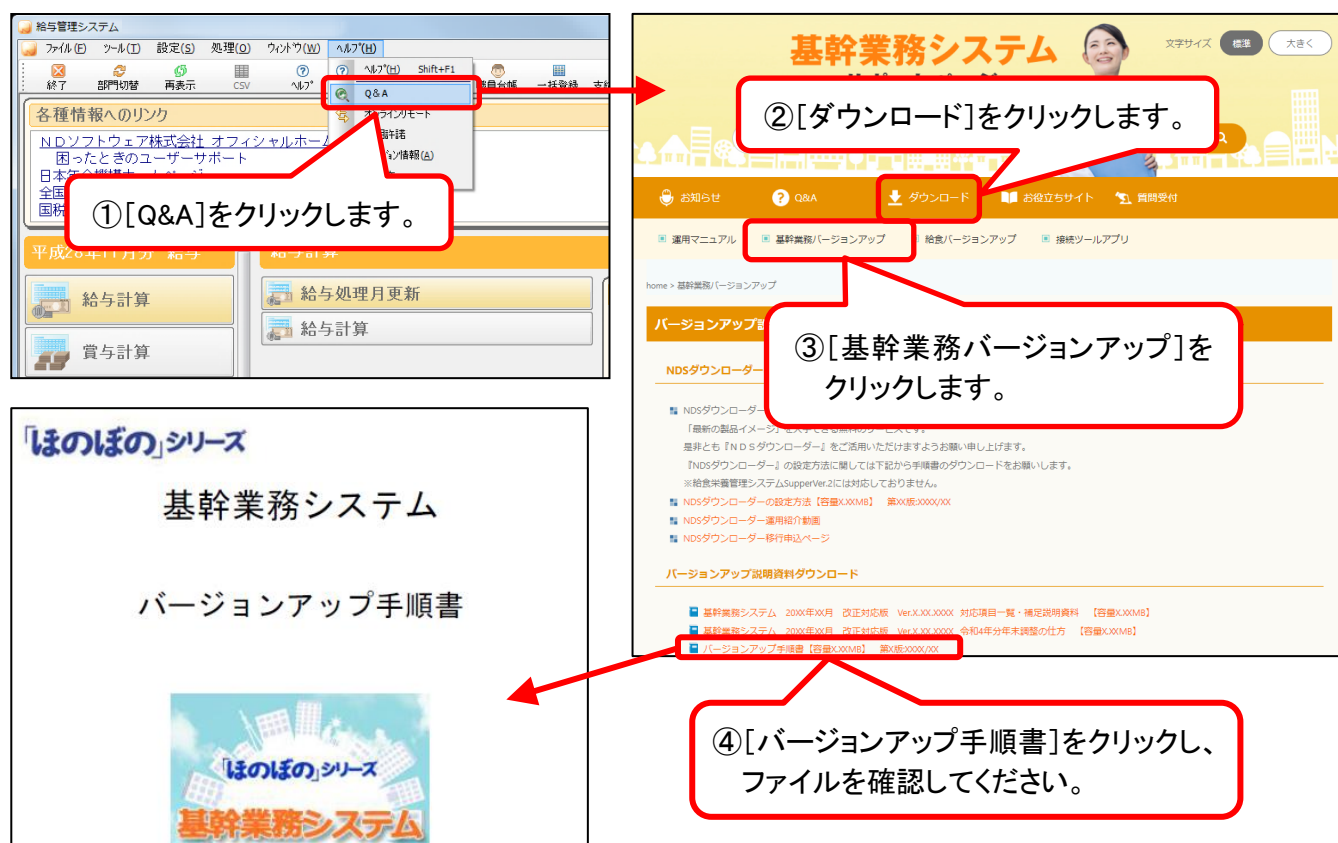
バージョンアップDVDまたは、NDSダウンローダーからインストールメニューを起動します。

[バージョンアップ手順書]メニューをクリックして参照できます。



サポートページからの参照方法

[給与管理システム]を例に説明します。[給与管理システム]を起動し、[ヘルプ]メニュー → [Q&A]をクリックしてください。※サポートページから確認するには、インターネットに接続されている必要があります。



バージョンアップの流れ

バージョンアップの簡易的な流れをご案内いたします。詳しい操作方法は「バージョンアップ手順書」を参照してください。

Step1. バージョンアップするパソコンを確認します。

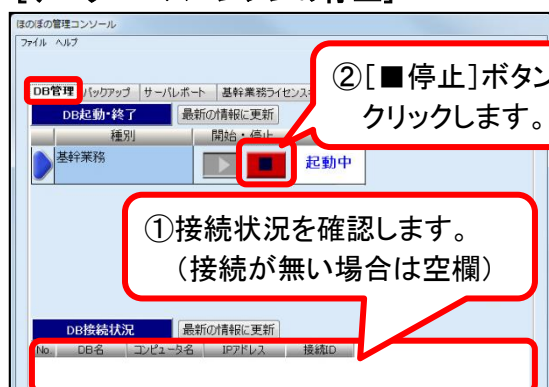
- 1台のパソコンでお使いの場合は、お使いのパソコンに導入します。
- 複数台のパソコンでお使いの場合は、サーバー機(親機)に導入します。
- 建物を隔てた複数施設を繋いでお使いの場合は、リモートデスクトップサーバー機に導入します。
(データベースサーバーを別に設置している場合は、データベースサーバー機にも導入が必要です)

Step2. 対象のパソコンを再起動します。

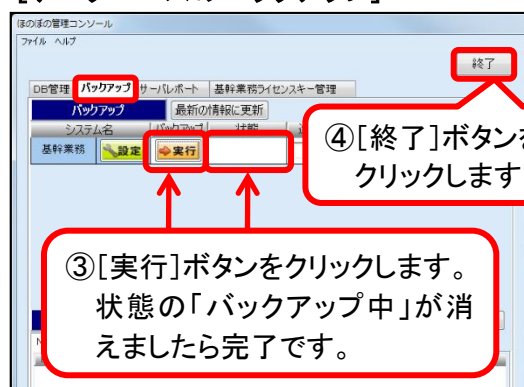
Step3. データベースエンジンを停止し、バックアップを行います。

- [ほのぼの管理コンソール]の[DB管理]画面より「データベースエンジンの停止」を行い、[バックアップ]画面で[データベースのバックアップ]を行います。
- 作業完了後、必ず [終了] ボタンをクリックし「ほのぼの管理コンソール」を終了してください。
- 接続情報が存在する場合、利用中のシステムを終了してから[最新情報に更新]ボタンをクリックし、システムを使用中のクライアントがないことを確認します。

[データベースエンジンの停止]

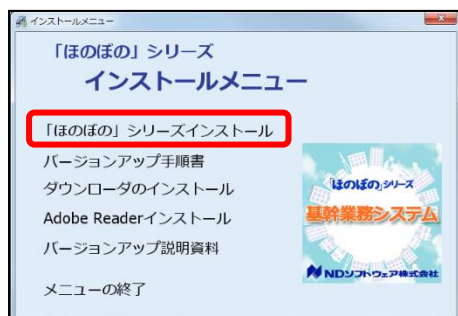


[データベースのバックアップ]



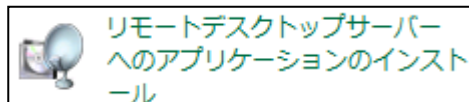
Step4. バージョンアップを行います。

- DVDからインストールする場合: インストールするパソコンにDVDをセットしてインストールメニューを起動します。
- ダウンローダーからインストールする場合: インストールするパソコンの画面右下に表示されている **ND** アイコンを右クリック→[ダウンロードファイルの実行]→[基幹業務システム]をダブルクリックしてインストールメニューを起動します。
- [「ほのぼの」シリーズインストール]をクリックしてインストールを実行します。



注) [建物を隔てた複数施設を繋いでお使いの場合]

[コントロールパネル]より、[リモートデスクトップサーバーへのアプリケーションのインストール]を開き、セットアッププログラム (setup.exe) を指定して導入を行ってください。



Step5. 対象のパソコンを再起動します。

NDSダウンローダーをご使用中のお客様へ

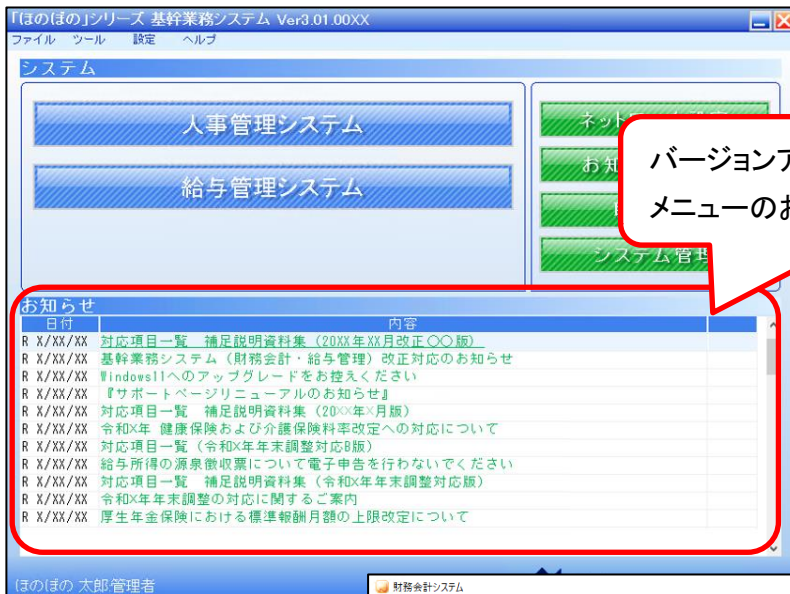
NDSダウンローダーを使用してバージョンアップを実施されるお客様へのバージョンアップDVDおよび資料の発送は行っておりません。バージョンアップを実施する場合は、NDSダウンローダーからバージョンアップに必要なファイルをダウンロードして実行してください。

■バージョンアップのお知らせ方法

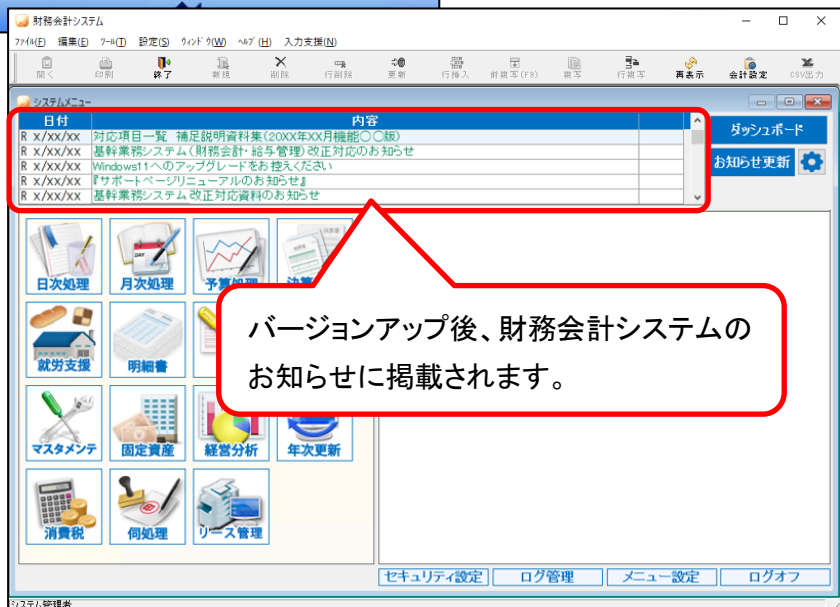
バージョンアッププログラム公開のご案内は、「お知らせ」に配信いたします。

基幹業務システムを起動する際に「お知らせ」機能をご確認いただけますようお願いいたします。

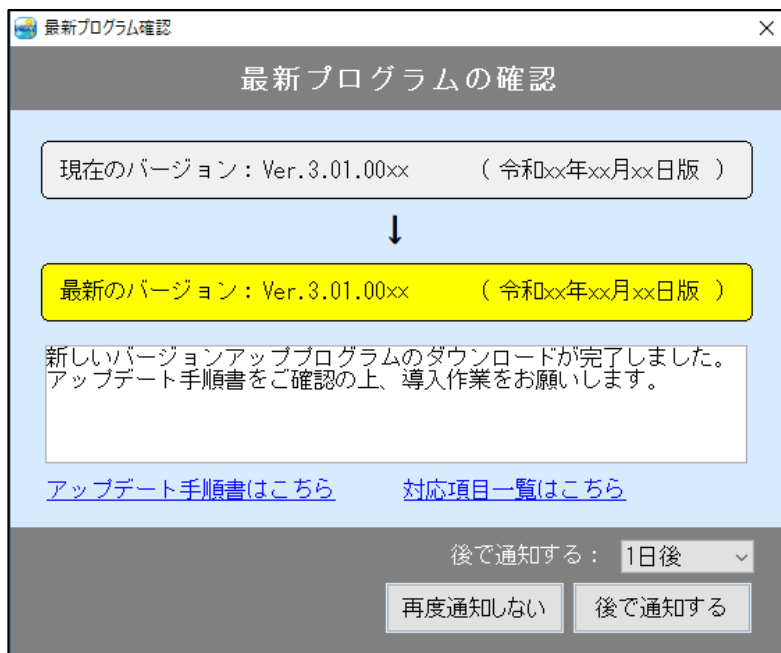
【人事管理システム／給与管理システム】



【財務会計システム】





NDSダウンローダーをご使用のお客様で、最新版バージョンアッププログラムがダウンロード済みの場合、セキュリティ設定で「バージョンアップ通知」を有効(許可)に設定している職員様がログインした際に、以下の[最新プログラム確認]画面が表示されます。

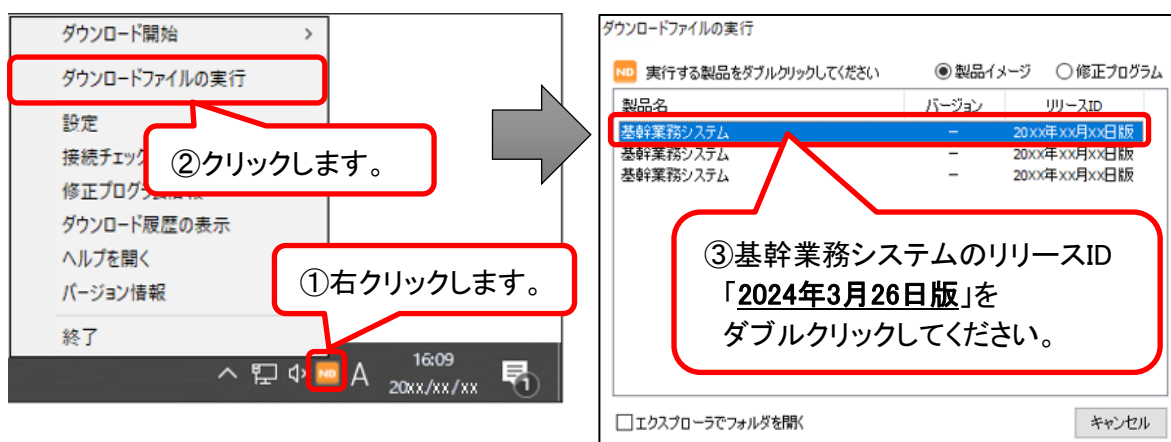


※ いずれかの公開情報を元にバージョンアップを実施いただきますようお願いいたします。

■NDSダウンローダーからバージョンアップを実施する場合

NDSダウンローダーからバージョンアップを実施する場合、詳しくはサポートページ内の[ダウンロード]メニュー→[基幹業務バージョンアップ]に公開されている「NDSダウンローダーの設定方法」を参照してください。バージョンアップ実施時のインストールメニュー→[バージョンアップ説明資料]にも格納されています。

バージョンアップを行う場合は、パソコン画面右下のタスクトレイや  メニューに格納されている「 NDSダウンローダーアイコン」を右クリックして開いたメニューから[ダウンロードファイルの実行]をクリックします。



※③の「2024年3月26日版」が表示されない場合、②メニュー内の[ダウンロード開始]→[最新版]をクリックして、最新版をダウンロードしてください。

第3章 対応項目一覧表

2024年3月 改正対応版の機能についてご説明いたします。

◆財務会計システム Ver.6.22.0022

項番	区分	対 応 内 容	補足 説明 項番	操作 向上	ヘルプ 記載
1	改正	インボイス制度に関する経過措置および特例に伴い、消費税申告書の様式変更に対応いたしました。	4-1 4-2		○

- ・補足説明がある項目には[補足説明項番]を記載しています。クリックすると該当ページにジャンプします。
- ・[操作向上]項目の「○」印は、特に操作性の向上が図られた項目です。
- ・[ヘルプ記載]項目に「○」印が付いている対応内容の説明は、ヘルプの「新機能」をご参照ください。

第4章 改正に関する機能追加の補足説明

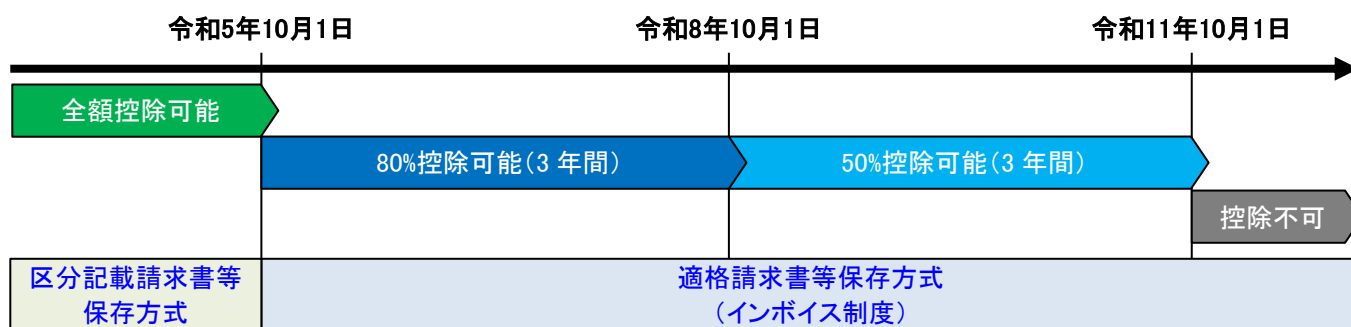
システム名	財務会計システムVer.6	機能	消費税申告書
-------	---------------	----	--------

4-1 インボイス制度対応の概要

令和5年10月1日よりインボイス制度が開始されています。当制度においては、インボイス発行事業者(適格請求書発行事業者)以外からの仕入れにかかる消費税は原則として控除対象外となります。しかしながら、次のような経過措置または特例が設けられています。

インボイス制度における経過措置または特例について

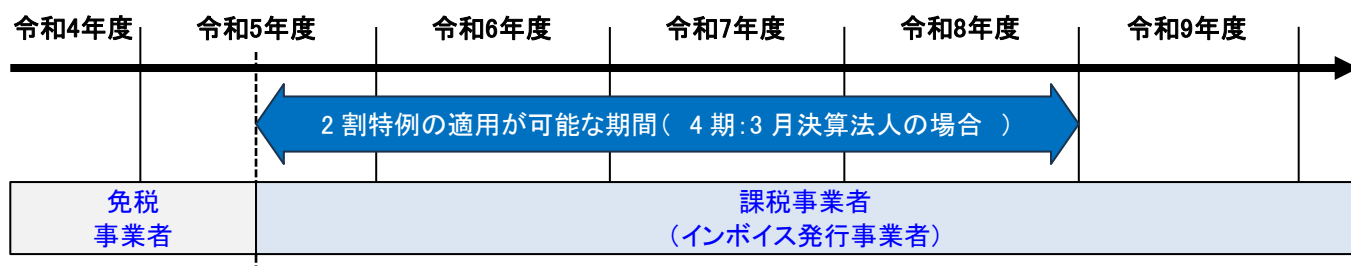
■免税事業者等からの課税仕入れ(インボイス発行事業者以外からの課税仕入れ)に関する経過措置
免税事業者等からの課税仕入れがある場合、一定の割合で仕入税額控除を受けることができます。



本システムでは、免税事業者等からの課税仕入れがある場合に設定する消費税区分を仕訳伝票に入力することで、その分の控除税額を計算できるようになっています。なお、本経過措置は、本則課税を採用する場合のみが該当します。

■課税売上げ等に係る税額の2割相当額を納税額とする特例(2割特例)

インボイス制度開始を機に免税事業者からインボイス発行事業者となった場合には、課税売上げ等に係る消費税額の2割相当額を納税額とする特例を適用することができます(2割特例)。2割特例の適用を受けることができるのは、令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する課税期間となります。

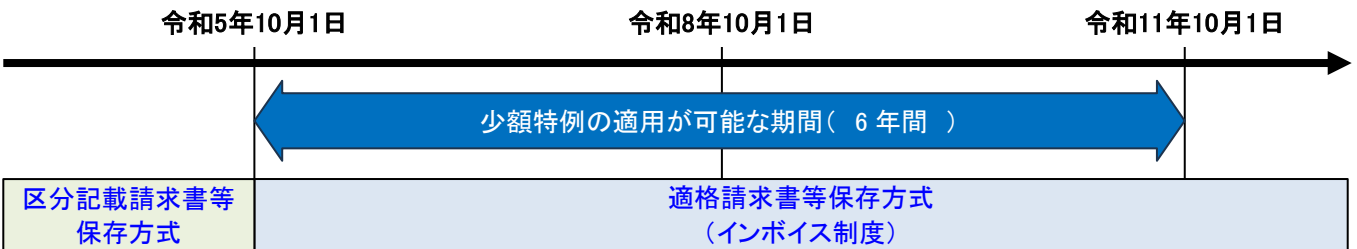


インボイス制度開始(令和5年10月)

本システムでは、2割特例を適用する場合の消費税額計算および付表6の作成に対応しています(旧税率の取引を含む場合を除く)。

■一定規模以下の事業者に対する事務負担の軽減措置(少額特例)

基準期間(前々事業年度)の課税売上が1億円以下、または特定期間(前事業年度の開始日以後6月)における課税売上が5千万円以下の事業者は、税込1万円未満の課税仕入れについて、インボイスの保存の保存は不要となります(少額特例)。



少額特例は、インボイスの保存に関するものであるため、少額特例の適用かどうかによって本システムの運用が変わることはありません。仕入税額控除の対象となる取引の場合は、通常通り課税仕入れ等の消費税区分を設定してください。

参 考

インボイス制度の詳しい内容について

インボイス制度については国税庁のホームページ(※)をご確認ください。上記の内容も含め、制度の詳しい内容、および申告書の作成方法などが案内されています。

消費税の詳しい計算方法については、税理士、または税務署にお問い合わせください。

※https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice_about.htm

本システムのインボイス制度対応について

本システムでは、インボイス制度における消費税額の計算、および申告書等を作成することができますが、下表のような注意事項があります。

No	注意事項	備考
1	消費税額の計算は、売上／仕入ともに「税込経理方式による割り戻し計算」にて行います。	税抜経理方式、および積み上げ計算には対応していません。
2	2割特例を適用する場合に添付する付表6は、【通常版】のみ対応しています。	【簡易版】には対応していません。 また、旧税率の取引を含む場合の計算等には対応していません。この場合の運用については、P.15「2割特例を適用し、且つ旧税率の取引を含む場合の対応」をご確認ください。
3	期の途中で免税事業者から課税事業者になった場合は、課税事業者となった日付以降で課税売上げ等の税区分を設定してください(伝票入力)。	免税事業者の期間中に発生した課税売上げ等については、申告書第一表(簡易課税用)の「この課税期間の課税売上高⑮」に含まれません。必要に応じて、画面上の金額を修正してください(同期間における課税売上げ等の額を加算)。

システム名	財務会計システムVer.6	機能	消費税申告書
-------	---------------	----	--------

4-2 消費税申告書等の作成

消費税申告に必要な申告書および付表の作成についてご説明します。

ケース別の作成書類(申告書・付表)と本システムの設定

消費税の申告においては、課税方式や特例の適用有無などによって、作成すべき書類(申告書・付表)が異なります。それらをまとめたものが下表です。設定は税務設定画面([設定(S)]-[税務設定...])にて行います。

課税方式	2割特例	旧税率	作成書類		本システム 設定パターン	備考	
			申告書	付表			
本則	適用なし	取引なし	第一表 第二表	付表1-3 付表2-3	設定Ⅰ		
		取引あり	(同上)	付表1-1 付表1-2 付表2-1 付表2-2	設定Ⅱ		
	適用あり	取引なし	(同上)	付表6	設定Ⅲ		
		取引あり	(同上)	付表4-1 付表4-2 付表5-1 付表5-2	(設定Ⅱ)	このケースでは「設定Ⅱ」にて設定します。 申告書作成については、P.15「2割特例を適用し、且つ旧税率の取引を含む場合の対応」をご確認ください。	
	簡易	適用なし	取引なし	第一表 第二表	付表4-3 付表5-3	設定Ⅳ	
			取引あり	(同上)	付表4-1 付表4-2 付表5-1 付表5-2	設定Ⅴ	
適用あり		取引なし	(同上)	付表6	設定Ⅵ		
		取引あり	(同上)	付表4-1 付表4-2 付表5-1 付表5-2	(設定Ⅴ)	このケースでは「設定Ⅴ」にて設定します。 申告書作成については、P.15「2割特例を適用し、且つ旧税率の取引を含む場合の対応」をご確認ください。	

簡易課税で使われる付表を作成することになります。

上表の設定Ⅰ～Ⅴの実際の設定についてはP.13「**■設定パターンごとの画面例**」をご確認ください。

■設定パターンごとの画面例

設定パターン(税務設定)ごとの消費税申告書画面は以下の通りとなります。**2割特例を適用する場合でも旧税率の取引がある場合は「2割特例」のチェックを外し、「付表区分」で「旧税率含む」を選択します。**

設定 I

消費税額の計算をする上で必要な設定になります。また、法人税等の納税区分を設定します

2割特例の適用時でも旧税率がある場合はこの設定

設定 II

消費税額の計算をする上で必要な設定になります。また、法人税等の納税区分を設定します

2割特例の適用時でも旧税率がある場合はこの設定

設定 III

消費税額の計算をする上で必要な設定になります。また、法人税等の納税区分を設定します

2割特例の適用時でも旧税率がある場合はこの設定

設定 IV

消費税額の計算をする上で必要な設定になります。また、法人税等の納税区分を設定します

2割特例の適用時でも旧税率がある場合はこの設定

設定 V

消費税額の計算をする上で必要な設定になります。また、法人税等の納税区分を設定します

2割特例の適用時でも旧税率がある場合はこの設定

設定 VI

消費税額の計算をする上で必要な設定になります。また、法人税等の納税区分を設定します

2割特例の適用時でも旧税率がある場合はこの設定

消費税申告書と付表の作成

消費税申告書および付表は、これまで通りの操作で作成することができます(※2割特例を適用し、且つ旧税率の取引を含む場合を除く)。

※2割特例を適用し、且つ旧税率の取引を含む場合は、P.15「2割特例を適用し、且つ旧税率の取引を含む場合の対応」をご確認ください。

The screenshot displays two windows from the '財務会計システム Ver 6.0x' software. The top window shows the 'Standard Tax' (本則課税) calculation screen. It includes a summary table at the top with values for consumption tax (2,790,400), local consumption tax (2,327,100), and total tax (5,117,500). Below this is a detailed calculation table with 12 rows, including '課税標準額' (311,865,000) and '納付税額' (2,790,400). A callout box labeled '本則課税' points to the '課税標準額' row. The bottom window shows the 'Simplified Tax' (簡易課税) calculation screen. It has a similar summary table with values (320,200, 90,300, 410,500) and a calculation table with 12 rows, including '課税標準額' (28,239,000) and '納付税額' (320,200). A callout box labeled '簡易課税' points to the '課税標準額' row. Both windows also show a '課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用' table with options for '有' (Yes) or '無' (No).

参考

取引に応じて消費税区分が入力されていれば自動的に計算されます

借方科目	税区分/金額	業者/摘要	貸方科目	税区分/金額
0240102010102 1 材料費 当期材料仕入高	免課入 10% 控80 258 非課売返 8%(軽) 291 免課入 8%軽控80 292 免課返 8%軽控80 293 免課入 10% 控80 294 免課返 10% 控80 295 免課入 8%軽控50 296 免課返 8%軽控50 297 免課入 10% 控50 298 免課返 10% 控50 321 免共入 8%軽控80	28 高田加工 品仕入	01102 流動負債 事業未払金	100,000
借方合計	100,000		貸方合計	100,000

消費税区分マスタで登録されている税区分を選択できます(左図は振替伝票)。免税事業者等からの課税仕入れがある場合は、該当する税区分(例. 免課入10%控80)を選択することで、前述の経過措置を踏まえた計算が行われます。

2割特例を適用し、且つ旧税率の取引を含む場合の対応

2割特例を適用し、且つ旧税率の取引を含む場合の対応についてご説明します。

本システムは、このケースに対応しておりません(控除対象仕入税額等を計算することができません)。

画面に表示される『課税売上等に係る消費税額』から8割相当額を手計算し、申告書類に転記する対応となります。

(申告書や付表等の様式は、国税庁のホームページからPDFデータをダウンロードしてお使いください。)

重要 申告書に添付するのは『付表4-1・4-2・5-1・5-2』になります

2割特例を適用し、且つ旧税率の取引を含む場合は、課税方式に関係なく『付表4-1・4-2・5-1・5-2』を作成することになります。特に本則では、本来の『付表1-1・1-2・2-1・2-2』から『付表4-1・4-2・5-1・5-2』に転記することになるため注意が必要です。対して簡易は、比較的容易に申告書類を作成できます。

■画面に表示される各項目の転記イメージ

付表4-2 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表 (経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用)

課税期間	氏名又は名称	税率3%適用分	税率4%適用分	税率6.3%適用分	旧税率分小計 X (A+B+C)
課税標準額 ①		0.00	0.00	153,000	153,000
課税資産の譲渡等の対価の額 ①-1				153,083	53,083
消費税額 ②				9,639	9,639
貸倒回収に係る消費税額 ③					
控除対象仕入税額 ④				7,711	7,711

※消費税額(2)に『0.8』を乗じる

付表1-2

旧税率分小計 X (A+B+C)	税率6.3%適用分	旧税率分小計 X (B+C)
153,000	153,000	153,000
53,083	153,083	153,083
9,639	9,639	9,639

付表4-1 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表

課税期間	氏名又は名称	旧税率分小計 X	税率6.24%適用分	税率7.8%適用分	合計 F (X+D+E)
課税標準額 ①		153,000	182,000	1,578,000	1,913,000
課税資産の譲渡等の対価の額 ①-1		153,083	182,592	1,578,718	1,914,393
消費税額 ②		9,639	11,356	123,084	44,079
貸倒回収に係る消費税額 ③					
控除対象仕入税額 ④		7,711	9,084	94,820	111,615

付表1-2

旧税率分小計 X (X+D+E)	税率6.24%適用分	税率7.8%適用分	合計 F (X+D+E)
153,000	182,000	1,578,000	1,913,000
153,083	182,592	1,578,718	1,914,393
9,639	11,356	123,084	144,079

■本則課税の場合の対応

申告書類ごとの数字の転記可否、および転記元については以下の通りです。通常は「付表5-2」→「付表5-1」→「付表4-2」→「付表4-1」→「申告書第二表」→「申告書第一表」の順番で作成します。

<申告書第一表>

大項目	小項目	項番	転記	転記元(申告書第一表)
課税標準額		①	可	(1) 課税標準額
消費税額		②	可	(2) 消費税額
控除過大調整税額		③	不要	
控除税額	控除対象仕入税額	④	手計	付表4-1 ④ F
	返還等対価に係る税額	⑤	可	(5) 返還等対価に係る税額
	貸倒れに係る税額	⑥	不要	
	控除税額小計	⑦	手計	(式通りに手計算)
(以下、全て手計算)				

<申告書第二表>

大項目	小項目	項番	転記	転記元(申告書第二表)
課税標準額		①	可	(1) 課税標準額
課税資産の譲渡等の対価の額	3%適用分	②	可	(2) 3%適用分
	4%適用分	③	可	(3) 4%適用分
	6.3%適用分	④	可	(4) 6.3%適用分
	6.24%適用分	⑤	可	(5) 6.24%適用分
	7.8%適用分	⑥	可	(6) 7.8%適用分
	合計額	⑦	可	(7) 合計額
特定課税仕入れに係る支払対価の額	6.3%適用分	⑧	不要	
	7.8%適用分	⑨	不要	
	合計額	⑩	不要	
消費税額		⑪	可	(11)
⑪(消費税額)の内訳	3%適用分	⑫	可	(12) 3%適用分
	4%適用分	⑬	可	(13) 4%適用分
	6.3%適用分	⑭	可	(14) 6.3%適用分
	6.24%適用分	⑮	可	(15) 6.24%適用分
	7.8%適用分	⑯	可	(16) 7.8%適用分
返還等対価に係る税額		⑰	可	(17) 返還等対価に係る税額の内訳
⑰(返還等対価に係る税額)の内訳	売上げの返還等対価に係る税額	⑱	可	(18) 返還等対価に係る税額の内訳
	特定課税仕入れの返還等対価に係る税額	⑲	不要	

地方消費税の課税標準となる消費税額		㉔	手計	(付表4-1 ㉓ F)
	4%適用分	㉕	手計	(付表4-2 ㉓ B)
	6.3%適用分	㉖	手計	(付表4-2 ㉓ C)
	6.24%および7.8%適用分	㉗	手計	(付表4-1 ㉓ D+E)

<付表4-1/付表4-2>

大項目	小項目	項番	転記	転記元(付表1-1/付表1-2)
課税標準額		①	可	(1)課税標準額
課税資産の譲渡等の対価の額		①-1	可	(1)-1課税資産の譲渡等の対価の額
消費税額		②	可	(2)消費税額
貸倒回収に係る消費税額		③	不要	
控除税額	控除対象仕入税額	④	手計	(2)消費税額に『0.8』を乗じた額
	返還等対価に係る税額	⑤	可	(5)返還等対価に係る税額
	貸倒れに係る税額	⑥	不要	
	控除税額小計	⑦	手計	(式通りに手計算)
控除不足還付税額		⑧	手計	(同上)
差引税額		⑨	手計	(同上)
合計差引税額		⑩	手計	(同上)
地方消費税の課税標準となる消費税額	控除不足還付税額	⑪	手計	(同上)
	差引税額	⑫	手計	(同上)
合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額		⑬	手計	(同上)
譲渡割額	還付額	⑭	手計	(同上)
	納税額	⑮	手計	(同上)
合計差引譲渡割額		⑯	手計	(同上)

<付表5-1/付表5-2>

大項目	小項目	項番	転記	転記元(付表1-1/付表1-2)
I 控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額	課税標準額に対する消費税額	①	可	(2)消費税額
	貸倒回収に係る消費税額	②	不要	
	売上対価の返還等に係る消費税額	③	可	(5)返還等対価に係る税額
	控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額	④	手計	(式通りに手計算)
II 1種類の事業の事業者の場合の控除対象仕入税額		⑤	手計	(同上)
(以下、全て空欄)			不要	(記載不要)

<ステップ1:画面の付表 1-1 および 1-2 から付表 5-1 および 5-2 に転記する>

付表5-2 控除対象仕入税額等の計算表
(経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用)

項目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A+B+C)
課税標準額に對する消費税額 ①			9,639	9,639
貸倒回収に對する消費税額 ②				
売上対価の返還等に對する消費税額 ③				
控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額 (①+②-③) ④			9,639	9,639

項目	税率4%適用分 A	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A+B+C)
④ × みなし仕入率 (90%・80%・70%・60%・50%・40%) ⑤		7,711	7,711

付表1-2

消費税額	地方消費税額	納付税額	課税売上	特定収入	調整	割合
139,500	39,000	178,700	100.00	0.00	0.00	

税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (B+C)
	153,000	153,000
	153,083	153,083
	9,639	9,639

表 5-1 および 5-2 は、「④控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額」までは画面から転記することができます。「II 1種類の事業の事業者の場合の控除対象仕入税額の⑤」は手計算となります。
※⑤は、④の金額に『0.8』を乗じた値を記入してください。それ以降の記載は不要です。

付表5-1 控除対象仕入税額等の計算表

項目	旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 F (X+D+E)
課税標準額に對する消費税額 ①	9,639	11,356	123,084	144,079
貸倒回収に對する消費税額 ②				
売上対価の返還等に對する消費税額 ③			4,559	4,559
控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額 (①+②-③) ④	9,639	11,356	118,525	139,520

項目	旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 F (X+D+E)
④ × みなし仕入率 (90%・80%・70%・60%・50%・40%) ⑤	7,711	9,084	94,820	111,615

付表1-1

消費税額	地方消費税額	納付税額	課税売上	特定収入	調整	割合
139,500	39,000	178,700	100.00	0.00	0.00	

旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 F (X+D+E)
153,000	182,000	1,578,000	1,913,000
153,083	182,592	1,578,718	1,914,393
9,639	11,356	123,084	144,079
		4,559	4,559
		4,559	4,559

<ステップ2:画面の付表 1-1 および 1-2 から付表 4-1 および 4-2 に転記する>

付表4-2 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表
【経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用】

課税期間		氏名又は名称		
区分	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A+B+C)
課税標準額 ①	000	000	153,000	153,000
課税資産の譲渡等の対価の額 ①-1			153,083	153,083
消費税額 ②			9,639	9,639
貸倒回収に係る消費税額 ③				
控除対象仕入税額 ④			7,711	7,711
返還等対価に係る税額 ⑤				
貸倒れに係る税額 ⑥				

付表1-2

区分	税率4%適用分	税率6.3%適用分	旧税率分小計 X (A+B)
(1) 課税標準額		153,000	153,000
(1)-1 課税資産の譲渡等の対価の額		153,083	153,083
(2) 消費税額		9,639	9,639
(3) 控除過大調整税額			
(4) 控除対象仕入税額			
(5) 返還等対価に係る税額			
(5)-1 売上の返還等対価に係る税額			
(5)-2 特定課税仕入に係る税額			
(6) 貸倒れに係る税額			

付表 4-1 および 4-2 は、図の通り、一部画面から転記できますが、「④控除対象仕入税額」以降は多くの項目が手計算(※)となります。
※「④控除対象仕入税額」には、「③消費税額」に『0.8』を乗じた値を記入してください。それ以外は、付表に記載の式に従って計算してください。

付表4-1 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表

課税期間		氏名又は名称		
区分	旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 F (X+D+E)
課税標準額 ①	153,000	182,000	1,578,000	1,913,000
課税資産の譲渡等の対価の額 ①-1	153,083	182,592	1,578,718	1,914,393
消費税額 ②	9,639	11,356	123,084	144,079
貸倒回収に係る消費税額 ③				
控除対象仕入税額 ④	7,711	9,084	94,820	111,615
返還等対価に係る税額 ⑤			4,559	4,559
貸倒れに係る税額 ⑥				

付表1-1

区分	旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 F (X+D+E)
(1) 課税標準額	153,000	182,000	1,578,000	1,913,000
(1)-1 課税資産の譲渡等の対価の額	153,083	182,592	1,578,718	1,914,393
(2) 消費税額	9,639	11,356	123,084	144,079
(3) 控除過大調整税額				
(4) 控除対象仕入税額	7,711	9,084	94,820	111,615
(5) 返還等対価に係る税額			4,559	4,559
(5)-1 売上の返還等対価に係る税額			4,559	4,559
(5)-2 特定課税仕入に係る税額				
(6) 貸倒れに係る税額				

＜ステップ3:画面(申告第二)から申告書第二表に転記する＞

「地方消費税の課税標準となる消費税額」は、付表4-1 および付表4-2 を作成した後で転記します。

申告第二

課税標準額	(1)	1,913,000	※申告書(第一表)の(1)欄へ
課税資産の譲渡等の対価の額の合計額	(2)	153,083	
	(3)	182,592	
	(4)	1,578,718	
	(5)	1,914,393	
特定課税仕入れに係る支払対価の額の合計額	(6)		
	(7)		
消費税額	(8)	144,079	※申告書(第一表)の(2)欄へ
(11)の内訳	(9)	9,639	
	(10)	11,356	
	(11)	123,084	
返還等対価に係る税額	(12)	4,559	※申告書(第一表)の(5)欄へ
売上げの返還等対価に係る税額	(13)	4,559	
特定課税仕入れの返還等対価に係る税額	(14)		

付表4-1

合計差引税額	(15)			27,905
控除不足還付税額	(16)			
差引税額	(17)	1,928	25,977	27,905
合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額	(18)	1,928	25,977	27,905
課税標準額	(19)			
納税額	(20)	520	7,326	7,846
合計差引課税額	(21)			7,846

<ステップ4: 申告書第二表および付表4-1から申告書第一表に転記する>

この申告書による消費税の税額の計算		課税標準額	
課税標準額①	1913000	1913000	
消費税額②	144079	144079	
控除過大調整税額③			
控除対象仕入税額④	111615		
除戻還等対価に係る税額⑤	4559		
税貨倒れに係る税額⑥			
控除税額小計⑦	116174		
控除不足還付税額⑧			
差引税額⑨	27900		
中間納付税額⑩	0		
納付税額⑪	27900		
中間納付還付税額⑫	0		
この申告書が修正申告である場合の差引付税額⑬	0		
課税売上割合⑭			
課税売上税額⑮			
課税標準額⑯			
この申告書による地方消費税の税額の計算			
地方消費税の課税標準となる消費税込額⑰	27900		
課税標準額⑱	7800		
中間納付課税額⑲	0		
納付課税額⑳	7800		
中間納付還付課税額㉑	0		
この申告書が修正申告である場合の差引付課税額㉒	0		
消費税及び地方消費税の合計(納付又は戻付)額㉓	35700		

課税標準額		課税資産の譲渡等対価の合計額	
3%適用分	2	3%	57390
4%適用分	3	4%	76680
6.3%適用分	4	6.3%	112710
6.24%適用分	5	6.24%	113356
7.8%適用分	6	7.8%	143214
特定課税仕入れに係る支払対価の額の合計額(注1)	7		
6.3%適用分	8		
7.8%適用分	9		

消費税額		⑪の内訳	
3%適用分	3	3%	9639
4%適用分	4	4%	11356
6.3%適用分	5	6.3%	123084
6.24%適用分	6	6.24%	
7.8%適用分	7	7.8%	

返還等対価に係る税額		地方消費税の課税標準となる消費税込額	
4%適用分	2	4%	27905
6.3%適用分	3	6.3%	1928
6.24%及び7.8%適用分	4	6.24%及び7.8%	25977

申告第二

付表4-1

控除対象仕入税額	付表4-2の⑤X欄の金額	付表4-1の⑤D欄又は⑤E欄の金額	付表4-1の⑤E欄又は⑤E欄の金額	付表4-1の⑤F欄又は⑤F欄の金額
控除対象仕入税額④	7,711	9,084	94,824	111,615
除戻還等対価に係る税額⑤			4,559	4,559
税貨倒れに係る税額⑥				
控除税額小計⑦	7,711	9,084	99,379	116,174
控除不足還付税額⑧				
差引税額⑨	1,928	2,272	23,705	27,905
合計差引税額⑩				27,905
控除不足還付税額⑪				
差引税額⑫	1,928		25,977	27,905
合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額⑬	1,928		25,977	27,905
課還付額⑭				
納付税額⑮	520		7,326	7,846
合計差引課税額⑯				7,846

■簡易課税の場合の対応

簡易課税の場合は、付表5-1または5-2の「1種類の事業の事業者の場合の控除対象仕入税額」を『第二種專業』とすることで、申告書類に転記すべき数字を計算することができます。

＜第二種專業を選択する理由＞

簡易課税の控除対象仕入税額は、「控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額(4)」に『0.8』を乗じることと求められます。これは、第二種專業の場合と同様になりますので『第二種專業』を選択することでほとんどの数字が正しい数字になります。

消費税率申告書

令和5年度

消費税率		事業区分別の割合						
消費税率	地方消費税率	納付税率	1種	2種	3種	4種	5種	6種
27,900	7,800	35,700	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0

I 控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額

項目	旧税率分小計 ×	税率6.24%適用分 D	税率7.0%適用分 E	合計F (X+D+E)
課税標準額に 対する消費税額 (1)	9,639	11,356	123,084	144,079
貸倒回収に 係る消費税額 (2)				
売上対価の返還等 に係る消費税額 (3)			4,559	4,559
控除対象仕入税額の計算 の基礎となる消費税額 (1)+(2)-(3)	9,639	11,356	118,525	139,520

II 1種類の事業の事業者の場合の控除対象仕入税額

課税売上高(免税売上高を除く)

第二種專業 1,855,939 申告書 参考事項

項目	旧税率分小計 ×	税率6.24%適用分 D	税率7.0%適用分 E	合計F (X+D+E)
(4)×みなし仕入率 (80%・80%・70%・60%・50%・40%)	7,711	9,084	94,820	111,615

III 2種類以上の事業を営む事業者の場合の控除対象仕入税額
(1) 事業区分別の課税売上高(税抜き)の明細

表5-1または5-2において、左図の通り『第二種專業』を選択することにより、控除対象仕入税額を計算することができます。

※課税売上等に係る消費税額の8割相当額となります。

消費税率申告書

令和5年度

消費税率		事業区分別の割合						
消費税率	地方消費税率	納付税率	1種	2種	3種	4種	5種	6種
27,900	7,800	35,700	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0

この申告書による消費税の税額の計算

課税標準額(1)	1,913,000	03
消費税額(2)	144,079	06
貸倒回収に係る消費税額(3)		07
控除対象仕入税額(4)	111,615	08
控除対象仕入税額に 係る消費税額(5)	4,559	09
貸倒れに係る消費税額(6)		10
控除税額小計(7)	116,174	
控除不足還付税額(8)		13
差引税額(9)	27,900	15
中間納付税額(10)	00	16
納付税額(11)	27,900	17
中間納付還付税額(12)	00	18

参事業区分

区分	課税売上高(千円)	売上割合	%
第1種			
第2種	1,856	100.0	07
第3種			08
第4種			09
第5種			42
第6種			43

特別計算適用(令57) 有 ○ 無

税額控除に係る経過措置の適用(2割特例)

重要

2割特例を適用する場合の申告書類の作成について

上記の手順は、申告書類に転記すべき数字を画面に表示するためのものです。本システムの印刷帳票をそのまま使用することはできませんのでご注意ください。

※簡易課税においても、『事業区分ごとの課税売上高』や『2割適用の有無』など記載要領が異なります。

「ほのぼの」シリーズ
基幹業務システム
給与Ver.4、人事Ver.3、財務Ver.6

対応項目一覧・補足説明資料集

2024年3月 改正対応版

(インボイス制度対応)



発行者 NDソフトウェア株式会社

URL <https://www.ndsoft.jp/>

©2024 ND Software Co., Ltd. All Rights Reserved.

本書に記載されている他社の登録商標・商標はじめ、会社名、システム名、製品名は一般に各社の登録商標または商標です。尚、本文はじめ図表中では、登録商標マークは明記していません。

本書で掲載している画面のデータは架空のデータです。また、実際のシステムの画面と一部異なる場合があります。

本書の内容は、改良のため予告なしに変更する場合があります。